

長期手帳未更新者に対する取組について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

1. 長期手帳未更新者と退職金未請求者との関係について

- (1) 建退共制度においては、建設業で働く期間雇用者を対象とし、共済手帳に事業主が就業日数分の共済証紙を貼付し、1年分（250日）の共済証紙を貼り終えたときに共済手帳を更新することとされている。このため、個々の労働者ごとの就労日数によって、共済手帳の更新時期が異なることとなり、長期間、手帳が未更新となっている者も相当数存在することは事実である（参考参照）。
- (2) 建退共制度は、業界退職金制度であり、被共済者が建設業界を引退した場合に退職金が支払われることとされているが、長期未更新者が建設業を一時的に休業しているのか、あるいは最終的に建設業界から引退しているのかについては、被共済者本人の意思にかかることであり、したがって、長期未更新者が必ずしも退職金の未請求者であるということではない。

（参考）

平成18年度末現在において、退職金の受給資格があり（掛金納付月数が24月以上）、かつ、3年間以上手帳が未更新の者の総数 約41万人

2. 長期手帳未更新者に対する対策

建退共制度は、上記のように業界退職金制度であり、被共済者が事業所を転々と移動することを前提としていることから、退職金の確実な支払いのためには、被共済者本人からの請求が不可欠である。このため、機構においては、従来より、下記のとおり、被共済者、契約者等に対し、退職金の支給要件に該当する場合には、速やかに退職金の請求をすべきことの周知を図ってきたところであるが、「機構の主要な事務及び事業の見直し案」における指摘事項を踏まえ、今後、より一層その取組の強化に努めてまいりたい。

- ① 平成9年度より、毎年、長期未更新者調査を実施し、被共済者に退職金の請求をすること等を要請
- ② 共済手帳、パンフ、チラシ等により退職金の支給要件を明記するとともに、要件に該当する場合には適宜請求することを要請
- ③ 建退共ホームページに、手帳に貼付されている証紙の金額、枚数を入力すれば、退職金の概算額を試算できるシステムを掲載
- ④ 平成16年度より、新規加入の被共済者に対し、直接、建退共制度に加入した旨の通知を実施
- ⑤ 平成19年11月に退職金請求の手続き等についての注意喚起をホームページに掲載

長期末更新者調査結果

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
調査対象件数 (被共済者)	31,014 (100.0%)	31,259 (100.0%)	33,059 (100.0%)
現在も調査対象事業所で働いている者	14,359 (46.3%)	8,618 (27.6%)	9,704 (29.4%)
調査対象事業所は退職したが住所が判明した者(退職金請求等の手続を要請済)	2,747 (8.9%)	6,892 (22.0%)	7,530 (22.8%)
住所不明等	13,908 (44.8%)	15,749 (50.4%)	15,825 (47.9%)
退職金支給件数	1,258	1,700	2,033

- ・調査対象は前回手帳更新した時から3年後の年度末まで手帳の更新がない者
(例 平成18年度調査対象者は、平成14年度に手帳の更新をした者で平成17年度末までに更新がない者)
- ・退職支給件数は、本調査を契機として、その年度内に退職金支給に至った件数
- ・平成17年度、平成18年度の調査においては、当初の郵送による照会に無回答の企業に対し、電話による再調査を実施している。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務 及び事業の改廃に関する勧告の方向性

勤労者退職金共済機構の勧告の方向性概要

確実な退職金支給のための取組

中小企業退職金共済事業

○未請求退職金の発生防止対策の実施

例えば、

- ・加入時の被共済者の住所把握
- ・本人への直接通知

○累積した未請求退職金縮減対策の実施

例えば、

- ・早期に住所等を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知する方策等について検討

特定業種退職金共済事業

○退職金の確実な支給のための取組

例えば、

- ・共済手帳が未更新となっている者の住所等連絡先の把握

○確実な共済証紙の貼付のための取組の推進 (建設業退職金共済事業について記載あり)

○退職金支給要件の見直しの検討 (建設業退職金共済事業について記載あり)

効率的・効果的な運営の実施

○欠損金の発生防止

- ・「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消
- ・予定運用利回りの的確な変更

○業務実施体制の効率化

- ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化
- ・適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止

○保有資産の見直し

- ・機構ビル及び別館の移転の可能性等の検討
- ・職員宿舎の土地の売却等

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 中小企業退職金共済事業における未請求退職金の縮減等

(1) 未請求退職金の発生防止及び縮減のための取組の強化

退職金共済事業の運営においては、被共済者に退職金を確実に支給することが極めて重要であるが、多くの未請求退職金が発生しており、退職後5年以上経過した未請求退職金に限っても、毎年度新たに8,000件以上（平成18年度において8,529件、退職金額23億1,700万円）発生している状況であり、昭和34年度から平成18年度までの累計で49万件、退職金額365億9,000万円に達している。

このため、未請求退職金の発生を防止する観点から、勤労者退職金共済機構では、昭和58年度から、事業主に対し退職後3か月経過しても請求のない退職金の受給資格を有する者へ退職金を請求するよう連絡することを要請してきたが、上述のとおり、毎年度新たに8,000件以上の未請求退職金が発生していることから、例えば、

- ① 建設業退職金共済事業において実施している取組と同様に、加入時に被共済者の住所を把握すること及び退職金共済に加入したことを本人へ通知すること、
 - ② 退職時に事業主が提出する被共済者退職届に当該被共済者の住所等連絡先を記載させるとともに、勤労者退職金共済機構から本人に対し、退職金の受給資格がある旨及び必要な手続について通知すること
- など、具体的な対策を早急に講ずるものとする。

また、累積した未請求退職金を縮減する観点から、勤労者退職金共済機構では、平成19年度から新たに、年度末までに未請求の期間が5年に達する退職金受給資格

者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求を行うよう通知する取組を開始しているが、この取組の対象は累積した未請求退職金の一部に限定されていることから、

① 関係者への周知広報の在り方を見直すとともに、
② 例えば、退職後5年を待たず早期に退職金受給資格者の住所等連絡先を把握し、退職金の受給資格がある旨等を直接本人に通知する方策等について検討するなど取組の強化を図るものとし、次期中期目標等において未請求退職金の具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に実施するものとする。あわせて、既に5年以上経過しているものについても住所等連絡先の把握のための方策等について検討し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するものとする。また、これらの取組について、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うものとする。

(2) 支払備金の見直し

被共済者の退職により支給が見込まれる退職金の支払備金への計上については、5年間とされているが、退職後5年以上経過していても実際には請求があれば退職金が支給されており（平成18年度：支給実績534件、退職金額4億2,700万円）、また、未請求退職金の縮減の取組によって、当面は退職金の支給が増加すると想定されることから、退職後5年以上経過してからの退職金の支給に要する見込額を推計し、これを支払備金に計上するものとする。

2 建設業退職金共済事業における退職金の確実な支給

(1) 退職金の確実な支給のための取組の強化

建設業退職金共済事業における退職金の支給については、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）が3年以上未更新となっているものが41万件（平成18年度末現在）存在しており、この41万件の中には、退職金の受給資格を有する者が既に建設業から引退しているなど退職金が未請求となっているものが相当数あるものと考えられる。

勤労者退職金共済機構では、毎年度、共済手帳の未更新期間が3年に達する者の現況を把握するとともに退職金の受給資格を有する者については未請求退職金かど